

議第111号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市文化会館)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 富士市文化会館 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人富士市文化振興財団 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議第112号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

(富士市立体育館及びその附属施設、都市公園運動施設、富士市東球場、
富士市東部スポーツ広場並びに厚原スポーツ公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公の施設の名称 | (1) 富士市立富士体育館
(2) 富士市立富士体育館附属富士柔剣道場
(3) 富士市立富士体育館附属卓球場
(4) 富士市立富士川体育館
(5) 富士川緑地
(6) 富士川河川敷憩いの広場
(7) 富士市東球場
(8) 富士市東部スポーツ広場
(9) 厚原スポーツ公園 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人富士市振興公社 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

議第113号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士総合運動公園運動施設及び富士総合運動公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1 公の施設の名称 | (1) 富士総合運動公園野球場
(2) 富士総合運動公園陸上競技場
(3) 富士総合運動公園庭球場
(4) 富士総合運動公園相撲場
(5) 富士総合運動公園弓道場
(6) 富士総合運動公園運動広場
(7) 富士総合運動公園管理棟
(8) 富士総合運動公園 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 静岡ビル保善・東京ドームスポーツ共同体 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

議第114号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市社会福祉センター)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公の施設の名称 | (1) 富士市社会福祉センター田子浦荘
(2) 富士市社会福祉センター東部市民プラザ
(3) 富士市社会福祉センター鷹岡市民プラザ |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人富士市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議第115号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市社会福祉センター広見荘)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 富士市社会福祉センター広見荘 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人富士市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

議第116号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市道の駅富士川楽座)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 富士市道の駅富士川楽座 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 富士川まちづくり株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議第117号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市都市公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 富士市都市公園のうち次に掲げる公園
米の宮公園、岩本山公園、広見公園、雁公園、中央公園、湧水公園、富士と港の見える公園、善得寺公園、原田湧水池公園、富士西公園、入道樋門公園 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人富士市振興公社 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |